

■施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（富山市公共施設等総合管理計画から抜粋）

施設分類		施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（方向性）
中分類	小分類	
集会施設	公民館	① 将来にわたって利用率等の改善が見込まれないことが予想される施設は、公民館等の連携を念頭に置き、住民にとって利用しやすい施設として、小学校区に1か所の配置を目指し、集約を図る。 ② 小学校区に変更があった場合、既存の利用者に配慮し、10年間の経過措置を設ける。 ③ 児童生徒が減少している一定以上の規模をもつ学校において、余裕教室や敷地の一部を活用して集会施設を移転整備するなど、小中学校との複合化・多機能化を検討する。学校内部の特別教室（音楽室・調理室等）や図書館の地域開放も検討する。不特定多数の方が校舎内に入出入りする際には、安全性の確保、教育への支障排除について十分な措置を行う。 ④ 新耐震基準を満たしておらず耐震化することが求められている施設、利用に著しい支障をきたしている箇所について、集会施設全体で群として優先順位を定めた上で、改修や改築を進めていく。また、他の施設との公平性や維持管理費の観点から過剰と思われる規模、仕様、設備等となっている場合は、改修の際などにそのあり方の見直しを行っていく。
	その他集会施設	⑤ 公民館の改築・新築にあたっては、人口規模に応じた建設規模基準を設けている。この基準を超えた規模の公民館を設置する要望等がある場合には、社会教育委員の審議を経て、公民館の規模を決定する。 ⑥ 中山間地域など人口減少が著しい地域における公民館等の改築に際しては、空き家等の借上げ方式を検討する。 ⑦ 利用者の利便性向上に向け、地域で運営することにより、地域コミュニティとより密接な連携が図れると考えられる場合は、地元団体への管理運営委託等、運営体制の見直しを行う。
図書館	図書館	① 本館、とやま駅南図書館、こども図書館については、図書事業の中核拠点として引き続き運営を継続する。 ② 地域館・分館の将来的な存続や規模のあり方については、利用度並びに地域バランス、地区センターや公民館、コミュニティセンター、学校図書館等との連携等を踏まえ、適正配置に向けて検討するとともに、併設施設との関係性も考慮しながら、廃止や統合も視野に入れた見直しを行う。 ③ 存続することとなった図書館は、入居している地区センターや公民館等の改修計画に基づき、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。
博物館等	博物館等	① 利用の少ない施設については、文化や歴史の振興・保存の観点も踏まえつつ、廃止や他の施設との統合・複合化も視野に入れたあり方についての見直しを行う。 ② 利用者の安全性確保や長寿命化のための改修は計画的に実施していくこととする。またそれ以外の改修に際しては、展示内容の魅力の向上や利用増につながるものであるかを勘案した上で、費用対効果をあげる投資としていく必要がある。 ③ 入館料のあり方について検討を行う。利用者の利便性向上に向け、運営体制の効率化について検討を行う。また、展示内容の見直しや季節による営業体制の見直し等を検討する。
スポーツ施設	体育館	① 利用率の低い施設は改善を行いつつ、将来にわたって改善が見込まれないことが予想される施設については、廃止・統合を行う。
	プール	② 特に、体育館については、(1)市内全域を対象とし、大規模なスポーツ大会やイベント等が実施できる施設(2)複数地域を対象とし、スポーツ大会が実施できる施設(3)地域を対象とし、サークルスポーツ活動が実施できる施設の3層構造に再編するとともに、(1)と(2)については、引き続き市所有として存続させ、(3)については、老朽化にあわせて、そのあり方についての見直しを行う。
	武道館	
	野球場	③ 民間で実施することができる施設や機能については、原則廃止することとし、施設については、民間へ譲渡する。
	陸上競技場	④ 利用形態や利用頻度を勘案し、改修等の優先順位付けを行い、中長期的な改修計画を策定するとともに、利用者の安全性と利便等を考慮した適切な施設改修・設備更新を実施する。
	運動広場	⑤ 利用者の利便性向上に向け、予約方法や利用料金等の運営体制の見直しについて検討を行う。

施設分類		施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（方向性）
中分類	小分類	
レクリエーション・観光施設	観光施設	① 収益性が高く、行政が運営をしなくても支障のない施設については、民間に事業移管することを検討する。 ② 観光施設は、他の分野に比べ、民間事業者が参入しやすい分野であり、民間に積極的に事業移管を行う。なお、民間への事業移管が困難な施設のうち、行政目的の高い施設は、運営の効率化を進め、引き続き維持していく。それ以外の施設については廃止を推進する。 ③ 宿泊・入浴施設は、民間への事業移管が困難なものは廃止する。廃止の際には民間類似施設の利用補助を行うなど代替手段を検討する。
	宿泊・入浴施設	④ 利用者の安全性の確保のための改修は実施していくが、利用者の利便性や機能性を向上させるための改修については、利用ニーズを見定めた上で費用対効果の高いものを中心に実施していく。 ⑤ 利用者の利便性向上に向け、条例等の改正を行い、利用料金や利用時間の弾力化を行うとともに、民間のノウハウや経営手法を活用できるように運営体制の見直しの検討をする。民間運営が可能な施設については、民間への事業移管を積極的に推進する。 ⑥ 健康増進及び介護予防など社会的に今後重要となる機能を強化し、レクリエーション機能の縮小を図る。
産業系施設	産業振興施設	① 利用率の低い施設は改善を行いつつ、現在の社会環境から見たニーズに合わせた施設の普及促進を検討し、維持管理する。設置当初との社会環境の変化から、時代のニーズに合わなくなった施設は更新を行わないこととする。 ② 市の産業振興に資するため、今後も市が保有していく施設については、長期的な改修計画を策定するとともに、利用者の安全性と利便性などを考慮し適切な施設改修・設備更新を実施する。 ③ 利用者の利便性向上及び収益性の向上に向け、運営体制の見直しの検討をする。
学校	小学校	① 将来の人口推計からも、面積は維持又は縮小し、適正規模の学校に向け、再編を検討する必要がある。大きく児童生徒数の減少が見込まれる施設については、文部科学省が平成27年1月27日に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を踏まえ、再編に取組み、規模の縮小や統合を積極的に進めることとする。 ② 児童生徒数の減少やスペースの有効活用により、集会施設等の他用途との複合化・多機能化を検討する。複合化・多機能化にあたっては児童生徒の安全性を確保するとともに、教育活動の支障のない範囲で行うこととする。また地域コミュニティの核としての学校の役割を鑑み、地域の方々の意見もとり入れることとする。
	中学校	③ 安心・安全な教育環境の確保のため、引き続き、施設及び各種設備の劣化状況により適時適切な施設改修・設備更新を実施する。施設の数が多いため、学校別に一律に実施するのではなく、対策が必要な棟について、何棟かまとめて対策別の工事計画を定めることとする。 ④ 耐震化工事を最優先で実施する。老朽化したものについては、大規模改造により長寿命化を図る。改築は基礎の劣化等により、大規模改造が困難な場合のみ行う。
その他教育施設	給食センター	① 市の教育を支える施設として引き続き維持管理を行う。ただし、野外教育活動センターについては、文部科学省の学習指導要領にも掲げている「体験活動の充実」という点を考慮しながら、そのあり方の見直しを行う。 ② 利用者の安全、衛生環境の確保をするための改修工事を実施していく。
	その他教育施設	
幼保・こども園	保育所	① 保育の効率的なサービス提供のため、中長期的な入所児童数の見込の把握に努め、ニーズの高い地域では、改築等の際に定員増を図る一方、地域によっては、保育所の統廃合を検討していく必要がある。また、引き続き、民営化を進めていく。 ② 幼稚園については、私立幼稚園の配置状況や定員状況を勘案しながら、ニーズを踏まえ、統合を進めていく。 ③ 入所希望児童が増加傾向にある地域や施設については、改築・改修時に定員数を増やしていく。
	幼稚園	
	認定こども園	
幼児・児童施設	児童館	① 児童館については、利用圏域などを踏まえると、現在の施設数は維持することが必要と考えられるが、利用者数等を勘案し、各施設の面積は維持又は縮小し、効率化を図る。

施設分類		施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（方向性）
中分類	小分類	
庁舎等	本庁舎	① 本庁舎については、適切な改修を実施し、存続させる。 ② 行政サービスセンター、中核型地区センターは、もともと合併前の旧町村の本庁舎として利用されていた建物であり、比較的大きな施設である。合併後の組織体制変更に伴い建物のスペースに余剰が発生しているものがあることや施設自体の老朽化が進んでいることから、将来的には、適正な規模の建物へと面積の縮減を図るとともに、市民の利便性を向上させるよう複合化を図る。
	支所	
	事務所	
消防施設	消防署	① 消防施設は、災害時において現場対応の拠点となるなど、重要な防災機能を担っており、施設の改修や更新に合わせ、防災機能の強化を図る。特に耐震不足の施設は優先的に改修・改築を進める。 ② 市民の安心・安全に必要な不可欠な施設であるため、必要な消防能力を維持し、時代とともに変化する消防需要に的確に対応するとともに、より効率的な施設のあり方を検討していく。
	消防分署	
公営住宅	市営住宅	① 原則として新たな団地の整備は行わないこととし、当面は世帯数が増加していくため現状を維持していくが、将来的には世帯数の動向を踏まえつつ戸数の調整を図っていく。 ② 中長期的な改修計画に基づき、施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。 ③ 人口減少や高齢化、団地の立地条件などに基づく空き家数の増加予測を踏まえ、耐用年数を迎えた施設については極力廃止に努めるとともに、廃止を見込む施設の大規模な修繕については、慎重に判断していく。 ④ 施設の維持管理においては、委託の範囲拡大や包括委託の導入など費用の縮減を検討していく。